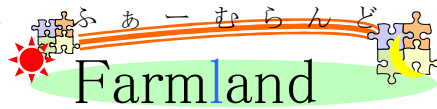




会報



第47号

令和元年 5月

## 活動組織は新様式による活動計画書を提出してください。

平成31年度（令和元年度）以降、Excel版様式による申請及び実施状況報告書関係が大幅に変更されています。Excel版様式を利用することで、活動計画書、活動記録、金銭出納簿、実施状況報告書等の記載が連動し、自動で実施状況報告書の実施欄等が記載されるようになります。本年度以降、実施状況報告書は新様式での提出が求められますので、**活動計画の変更の有無に関係なく、全ての活動組織（継続途中の活動組織を含む）は新様式により活動計画書を提出してください。**

### 活動計画書（取組内容記入の部分）

活動項目	取組	毎年度の					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
農村環境保全活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）						
	43 畑からの土砂流出対策（水質保全）						
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）						
	47 その他（景観形成・生活環境保全）						
	51 啓発・普及活動						

取組内容を選択  
手入力の必要なし

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意の取組） ★実施する月に○を記入!

活動項目	取組	毎年度の					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用						
	55 防災・減災力の強化						
	56 農村環境保全活動の幅広い展開						
	57 医療・福祉との連携						
	60 広報活動						○

この線より上に行を挿入してください。

### 実施状況報告書

環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○	○	生
		43 畑からの土砂流出対策（水質保全）	○	○	○
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	○	○	○
		47 その他（景観形成・生活環境保全）	○	○	農
		51 啓発・普及活動	○	○	ホ

「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。

活動項目	取組	計画	実施	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	○	○	地
	53 農地周りの環境改善活動の強化	-	-	
	54 地域住民による直営施工	-	-	
	55 防災・減災力の強化	○	○	△
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○	福
	57 医療・福祉との連携	○	○	福
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	-	-	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	-	-	
	60 広報活動	○	○	ホ

活動計画書に記入したものが、実施状況報告書に自動で記載

※活動記録や金銭出納簿に記入したものも実施状況報告書に自動で記入されます。

**新様式については農林水産省ホームページからダウンロードはしないでください。**

農林水産省ホームページのものは県独自の取組内容（農用地進入路の補修等）が反映されていません。

新様式は各市町村の多面的機能支払交付金担当者から入手して頂くようお願いいたします。

**活動計画書の申請〆切は、6月末までです！**

## 北栄町が広域活動組織『北栄町多面広域協定』を設立

北栄町内の21活動組織が広域活動組織への参加に同意し、5月17日（金）に北栄町中央公民館に於いて設立評議員会が開催されました。

広域活動組織『北栄町多面広域協定』は、令和元年度から5年間の有効期間とし、対象面積は田：630ha 畑 707ha、総面積 1337ha、年間交付金額は約 91,400,000 円で多面的機能支払交付金に取り組むこととなります。

事務については大栄町土地改良区へ委託し、事務作業の省力化を図るとのことです。



設立評議員会の様子



松本町長の挨拶

## 活動組織からのQ & A

Q. 構成員である農業者 A さんが体調崩され、長期入院されることになりました。所有されている農地が今後適正に管理されない可能性があることが判明しました。身内も一緒に住まれているのですが、交付金を返還しないといけないのでしょうか？

A. できれば、活動組織で認定時に申請された農地の維持管理をお願いしたいのですが、とても活動組織として面倒が見えないのであれば、次年度から農業者 A さんの農地を対象から外してください。なお、これまで交付された交付金については、やむを得ない理由に該当しますので、返還は免除されます。

注) 自然災害その他やむを得ない理由

農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合

【問合せ先】 各市町村担当者又は下記にお願いします。(小林、森木、種田支援員は昨年度で退職。)

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課	0857-26-7334
	鳥取県東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	0857-38-9500
中 部	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665
	水土里ネットとっとり米子事務所	0859-32-9710

鳥取県農地・水・環境保全協議会のホームページでも

『ふぁーむらんど』を見ることができます。

【鳥取県農地・水・環境保全協議会】で検索してみてください。

ホームページの  
アドレスです

